

大妻女子大学利益相反マネジメント規程

平成 30 年 7 月 27 日
制定

(目的)

第1条 この規程は、大妻女子大学利益相反マネジメントポリシー（以下「ポリシー」という。）に基づき、大妻女子大学（以下「本学」という。）及び本学の教職員等が産学官連携活動を行うにあたり、利益相反を適切に管理することにより社会的信用を維持し、当該産学官連携活動を適正かつ円滑に実施することを目的とする。

(対象事象)

第2条 利益相反マネジメントの対象となる事象は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 教職員等が、国や地方公共団体、独立行政法人、会社その他の営利企業又はその他の団体（以下「企業等」という。）との兼業活動、共同研究及び受託研究、自らが関わる知的財産権の企業等への譲渡及び実施許諾等並びに企業等からの研究員の受入れ等の産学官連携活動を行う場合で、次のいずれかに該当するとき
 - ア 当該企業等から一定額以上の金銭の供与を受ける場合
 - イ 当該企業等から一定額以上の物品等の供与を受け、又は購入する場合
 - ウ 当該企業等から一定比率以上の持分の株式、出資金、新株予約権及び受益権等を取得する場合
- (2) その他、第5条に規定する利益相反マネジメント委員会が対象事象と認めた場合（経済的利益相反の開示手続き）

第3条 教職員等が産学官連携を行う1団体から、次に掲げる項目において経済的利益を得ている場合、年1回、所定の手続きに従い報告しなければならない。

- (1) 給与所得〔役員・顧問職、社員等報酬〕（1団体から年間100万円以上）
- (2) 特許使用料（1件につき年間100万円以上）
- (3) 謝礼金等収入（1団体から年間50万円以上）
- (4) 株式5%以上の保有または利益配当・売却益等（100万円以上）
- (5) その他、経済的利益

2 前項(1)(2)(4)については、当該教職員等の配偶者（一親等内の親族を含む）が経済的利益を受けている場合も含む。

(受託研究等の受け入れ手続き)

第4条 教職員等が前年度の1年間（4月1日から翌3月31日まで）に、受託研究費、共同研究費、奨学寄付金及び助成金等について、1団体からの総額が年間200万円以上となる提供を得ている場合、所定の手続きに従い報告しなければならない。

(利益相反マネジメント委員会)

第5条 本学における利益相反マネジメントに関する基本的な事項を審議するために、大妻女子大学利益相反マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(委員会の構成)

第6条 委員会の委員は次の各号に掲げる者とする。

- (1) 理事長
- (2) 学長

- (3) 常任理事
 - (4) 副学長
 - (5) 事務局長
 - (6) 人間生活文化研究所長
 - (7) 家政学部長、文学部長、社会情報学部長、人間関係学部長、比較文化学部長、短期大学部長及び人間文化研究科長
 - (8) 総務センター部長
- 2 委員会に委員長（以下「委員長」という。）を置き、理事長をもって充てる。
- 3 委員長は必要に応じて学内外の有識者を委員として加えることができるものとする。
(議決)

第7条 委員会は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 議事は出席者の過半数の賛成によって議決する。
- 4 委員長が必要と認めた場合は、委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 5 利益相反審査の対象となる産学官連携活動に関わる委員は、その議事に加わることができない。

(委員会の審議事項)

第8条 委員会は次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) ポリシー及び利益相反に係る規程に関する事項
- (2) 利益相反マネジメントに関する施策の策定
- (3) 教職員等に対する利益相反マネジメントの啓発に関する事項
- (4) 利益相反の審査、判定、通知
- (5) その他必要な事項

(利益相反マネジメントのための調査)

第9条 委員長は、前条(4)の審査に伴い、調査が必要であると判断した場合、調査委員会を設置するとともに、当該活動を行う者及び関係者に対して、調査を行うことを通知し、調査への協力を求める。

- 2 前項の調査委員会は、委員長が指名した者若干名で組織する。ただし、利益相反審査の対象となる産学官連携活動に関わる者は、委員となることはできない。
- 3 調査委員会は、調査を行うにあたっては、関係者の意見陳述や弁明の機会を与えなければならない。
- 4 調査委員会は、当該活動を行う者及び関係者から事情及び意見を聴取し、必要と認められる場合は、資料の提出を求めることができる。
- 5 調査委員会は、必要に応じて学内及び学外の専門家の意見を求めることができる。
- 6 調査委員会の調査は、原則として委員会から調査の指示を受けた日から、30日以内に終了し、その調査結果のすべてを直ちに委員長に報告しなければならない。

(審査、勧告等の手書き)

第10条 委員会は、前条により実施した調査に基づき、教職員等の利益相反を構成する事実関係を確認し、改善が必要であるか否かを審査する。

- 2 委員会は、前項の審査の結果、改善が必要な活動を行う教職員等に対しては、改善勧

告を行うものとする。

(再審査の手続き)

第 11 条 前条の規定により、改善勧告を受けた者は、審議の結果に対して正当な理由がある場合には、勧告を受けた日から起算して 30 日以内に委員長に対して書面により再審査を求めることができる。

2 委員長は、前項の再審査の請求を受けたときは、速やかに委員会において再審査を行うものとする。

3 委員会は、再審査の結果、改善が必要であると認めるときは、当該活動を行う者に対して改めて改善を命じ、改善が必要でないと認めるときは、改善勧告を取り消し、当該活動を行った者にその旨を通知する。

(申告書等の保存)

第 12 条 委員会は、提出された申告書等を秘密書類として管理し、保存する。

(個人情報の保護)

第 13 条 委員会委員、及び事務担当者は、申告書等の全ての個人情報について、適正に管理しなければならない。

(事務)

第 14 条 この規程に関する事務は、総務センター総務グループが行う。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、委員会の議を経て常任理事会で行う。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 27 日から施行する。